

第7回地域福祉を考える集い

と き 3月13日(木)
午後1時～3時30分
と ころ ガレリアかめおか2階
大広間

内 容 テーマ:「発達障害の基礎知識と発達障害者の社会生活について」
発達障害のある人たちは、何らかの困難を抱えながら社会生活を送っています。発達障害の基礎知識を学び、生きやすい地域社会について考えます。

講 師 竹村忠憲さん(京都府発達障害者支援センター「はばたき」副センター長)

定 員 120人

参加料 無料

申し込み 問 電話または FAX

で、花ノ木後援会事務担当
TEL・FAX23-2348
※定員に満たない場合は、当日受け付けもできます。
(障害福祉課)

務局(総合福祉センター内)
TEL22-1311
問 やまさきせいしゅう 山崎清秀 **TEL23-1561**
(高齢福祉課)

マッサージサービス事業

と き 3月27日(木)、30日(日)
午前10時～午後3時
と ころ 総合福祉センター2階
教養娯楽室(内丸町)
対 象 市内在住で65歳以上の
人
定 員 各日18人(申し込み多数の場合は抽選)
申し込み 3月19日(水)午前9時から午後4時までの間に、電話で視覚障害者協会事

卒煙・節酒相談のご案内 ～22日は禁煙の日です～

と き 3月24日(月)
午前10時～午後3時
と ころ 市役所1階エントランスホール
対 象 どなたでも
内 容 肺年齢測定、一酸化炭素測定、アルコールパッチテスト、卒煙・節酒についての相談
参加料 無料
問 健康増進課
TEL25-5004、FAX25-5128
(健康増進課)

平成26年度国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

「国民年金保険料学生納付特例」は、所得の少ない学生の人々が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

申請方法	対 象	手続き方法	提出期限
はがき方式による申請	平成25年度学生納付特例承認者であって、平成26年4月以降に卒業予定であることが年金事務所で確認できている人	平成26年1月末までに申請された人には、はがき方式による申請書が日本年金機構から送付されます。引き続き承認を希望する人は、必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。	なるべく4月中に提出してください。
従来どおりの申請書による申請	①平成25年度に申請し、平成26年4月以降も学生であるが、はがきが届かない人 ②平成26年度に20歳になる学生 ③上記以外で新規に申請を希望する学生	年金手帳、学生証(*)[コピー可]または在学証明書、認印をお持ちの上、市役所1階保険医療課年金係(4番窓口)までお越しください。 なお、20歳到達者には、20歳到達月に年金事務所から申請書が送付されます。 ※学生証は必ず表・裏をコピーしてください。	4月1日(火)～6月2日(月) 前年度承認者および新規に申請する人はなるべく5月末までに申請してください。 20歳到達者は20歳の誕生日の前日から翌月末日まで申請してください。

※期限を過ぎても年度内なら受け付け可能ですが、未納にならないためにも期限内に申請してください。

※前年に所得があった人などは上記以外に添付書類が必要となる場合があります。詳しくは保険医療課年金係へ問い合わせてください。

学生納付特例制度の対象になる人

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生など(一定の所得制限があります)。対象となる学校について、詳しくは、問い合わせてください。

承認を受けると

- ・将来受け取る年金の受給資格期間には参入されますが、年金額には反映されません。ただし、保険料を追納することにより、年金額に反映させることができます。追納できるのは納付特例期間から10年以内です。
- ・納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が保障されます。

問 市役所1階保険医療課年金係(4番窓口) **TEL25-5020、FAX25-5021**

(保険医療課)

昭和56年以前に建てられた「木造住宅」にお住まいの人は、耐震診断を!